

表3－2 島田市博物館大井川および川越しに係わる展示会開催状況（H4～H25）

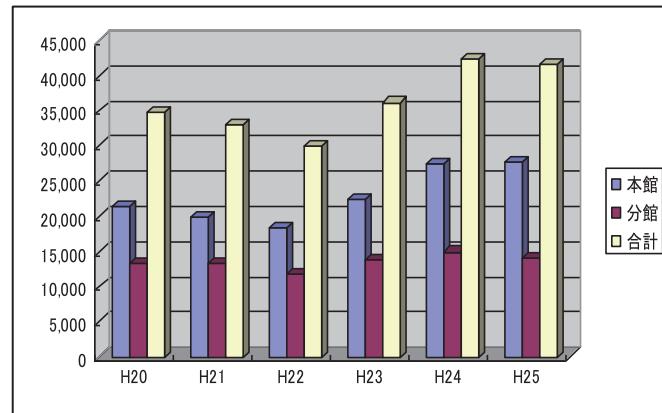
分野	展示会名	年度
歴史	開館記念展 「大井川流域の名宝」展	H4
歴史	第17回企画展 「芭蕉と島田の文人」展	H10
歴史	第19回企画展 「東海道と島田宿」展	H11
歴史	収蔵品展「東海道の旅と川越文化」展	H17
歴史	第40回企画展 「大井川流域の文化」	H18
歴史	収蔵品展「収蔵品による島田・金谷・川根地方の文化」	H20
歴史	収蔵品展「浮世絵でいたつもり 旅と名所」	H23
歴史	第58回企画展 「難所 東海道を旅して一箱根峠～大井川～七里の渡し～」	H24
美術	館蔵品展「浮世絵と書」	H4
美術	館蔵品展「浮世絵と書」	H5
美術	館蔵品展「浮世絵・軸絵」	H5
美術	館蔵品展「浮世絵・書」	H5
美術	館蔵品展「浮世絵と書」	H6
美術	第5回特別展 「芭蕉・奥の細道と日本画名作」展	H6
美術	館蔵品「浮世絵と志戸呂焼」	H6
美術	館蔵品展「浮世絵と志戸呂焼」	H7
美術	館蔵品展「郷土に残る書と画」	H7
美術	館蔵品展「郷土の書と画」	H7
美術	館蔵品展「郷土の書と画」	H8
美術	館蔵品展「広重の浮世絵・郷土の刀剣・志戸呂焼他」	H8
美術	館蔵品展「島田と大井川を題材にした浮世絵等」	H8
美術	館蔵品展「浮世絵等」	H9
美術	「浮世絵」展	H10
美術	「平成9年度 購入資料」展～歌川芳幾作・東海道中栗毛弥次馬他～	H10
美術	「狂歌入り東海道・浮世絵」展	H11
美術	第30回企画展 「博物館10年の歩み(収蔵品)」展	H14
美術	「浮世絵による東海道の旅と旅人」	H15
美術	第19回特別展 「絵画による大井川」展	H16
美術	収蔵品展「島田宿ゆかりの文人たち」展	H17
美術	収蔵品展「浮世絵による大井川の川越し」	H18
美術	収蔵品展「博物館開館十五周年記念名品選」	H19
美術	収蔵品展「旅と旅人I」～浮世絵による旅～	H20
美術	収蔵品展「旅と旅人II」～文人画による旅～	H20
美術	特別展 「絵画による川越し」展	H21

分野	展示会名	年度
美術	収蔵品展「旅は道連れ 路はどこまでも」～芳幾・東海道中栗毛弥次馬と広重・狂歌入東海道～	H25
産業	収蔵品展「川越文化と島田鍛冶」	H22

表3-3 島田市博物館・分館入館者数の推移

(人)

	本館	分館	合計
H20	21,400	13,275	34,675
H21	19,866	13,203	33,069
H22	18,373	11,667	30,040
H23	22,362	13,782	36,144
H24	27,455	14,928	42,383
H25	27,598	13,981	41,579



*平成25年度に実施した「奇想天外トリックアートの世界展」のような子ども向けの企画展を実施した年は、入館者が多い傾向が見られる。今後は常設展示の基本理念に立ち返り、史跡との有機的な連関性を活かした体験的、野外博物館的な企画を開拓していくことが望まれる。

第10節 史跡の価値

史跡調査の成果及び史跡の現況と利活用の状況を踏まえ、島田宿大井川川越遺跡の史跡の価値を以下のようにまとめた。

- 江戸時代、東海道の中でも最大の難所として、全国にもその名が知られた大井川の交通遺跡である。

大井川は豊富な水量と激しい水勢から旅人の往来を妨げた。こうした厳しい自然条件に加えて幕府は地域経済に配慮し、徒歩渡し賃を水深によって定めたため、旅人にとっては旅費面で東海道の難所として広く知られた。

- 経済的・文化的に独自の発展を遂げた島田・金谷両宿を支えた大井川の川越制度を物語る遺跡である。

川留めや徒歩渡しは島田・金谷の両宿に多大な恩恵と富をもたらした。また、川留めにより、松尾芭蕉をはじめとする多くの文人墨客が逗留して東西の文化交流が行われるとともに、島田驥や帶祭りなどのように東海道の他の宿場に類を見ない独特の文化を育んだ遺跡である。

3. 川越制度を伝える関連施設が資料等に記録され、現在も地割りと施設の一部が保存されている貴重な遺跡である。

川越しの様子を伝える文献・絵画資料や、川越し場の構造を示す地割りや川会所の建物、地下以降が現存する。江戸時代、安倍川などのように徒歩渡しが行われた他の河川の川越し場を探るうえでも、大いに参考になる貴重な遺跡である。

4. 歴史的町並み景観・修景に配慮した遺跡である。

川越遺跡一帯は高度成長期における都市開発の影響をほとんど受けておらず、「番宿」の復元家屋や旧桜井邸のような歴史的な建築物が残る地域である。また、地域住民の理解と協力のもとに、調和のとれた町並みが保たれている。島田市内にこうした伝統的な建築物が数多く残る地区は他に無く、歴史的な町並み景観を有する貴重な遺跡である。

5. 川越しに関わる文化遺産を市民が守り継ぐ遺跡である。

川越場の中心施設として使われた「川会所」は川越制度廃止後、市内各地に移築を繰り返しながら学校などの施設として使用された。その後、川越しを物語る貴重な建物として、関連資料と併せて保存がなされてきた。また周辺には大井川輦台越し保存会や朝顔の松などの関連の文化遺産が現存し、本市のアイデンティティーとも言える「大井川の川越し」を後世にわたり継承すべき貴重な遺跡である。

第4章 保存管理計画

第1節 保存管理の基本方針

大井川の川越遺跡は大井川東岸（島田宿側）の東海道約270mの区間に中心に街道両側の住宅地と堤から成り、指定地面積は約10,400m²に及ぶ。川越しに関連した関川庵などの文化財的価値を有する諸要素も含めると、河原町の大部分が川越遺跡と言えよう。

こうした文化財的価値を有する諸要素を的確に把握した上で、保存管理を図ることが重要である。特に、指定地の中では、現在居住している地域住民のくらしに十分配慮しつつ当史跡を適切に保存管理し、次世代へと継承するために、以下のとおり基本方針を定める。

1. 史跡島田宿大井川川越遺跡の現在に至る歴史的経緯や多様な価値を踏まえた上で、適正な保存管理を行う。
2. 地域住民や地域づくり団体及び関係機関との連携を図りながら、保存管理を行う。
3. 学術的かつ専門的な調査・研究を行い、それに基づいた保存管理、整備及び活用を促進する。
4. 市民の幅広い参画・協力を得ながら、地域の活性化に資する保存管理、整備及び活用に努める。

第2節 史跡の構成要素

史跡の適切な保存管理を行うためには、史跡の構成要素を抽出し、それぞれの文化的価値を明確に示す必要がある。特に当遺跡においては江戸時代の街道としての要素に加え、大井川の川越場としての要素や大井川の治水施設としての要素、さらにこうした特別な場所であることから絵画や俳句・物語の舞台として取り上げられる文芸的要素や信仰の要素を含んでいる。

史跡の構成要素の分類については、史跡の望ましい保存管理の方法を定めるため、史跡の指定状況、文化的価値の有無、形状・性格等により次のとおり分類する。

A 地上に露出あるいは地下に埋蔵されている文化財等

街道 島田宿から東海道を西へ1.4kmの場所で、かつて三太郎西（上）土橋のあった場所から、善太夫嶋堤（せぎ跡）の東地先までの約270mの部分で、現在は市道となっている。道幅（側溝含む）は5.4～7.9mで北東から南西に緩やかに蛇行している。街道両側の側溝には向谷水門から取水した農業用水が引かれており、側溝の壁は大井川の川原石を積んで作られている。この間の道路面は平成7～8年の街道整備事業により、大井川の川原石の砂利を混ぜたアスファルト舗装が敷かれ、大井川の川越場をイメージした整備がされている。

松並木敷き 街道の両側に設けられていた松の並木敷きで、現在は「札場」の西側に高さ7mのマキが植えられ、往時の面影を若干残している。地籍図では、島田大堤の東側の南北両側に並木敷きの地割りが残るほか、「札場」の西、「三番宿」の東、「取口屋(口取宿)跡」・「九番宿跡」の東に並木敷き幅約3.0mの筆が記されている。これらの並木敷きは『東海道分間延絵図』(口絵7)に描かれた松並木の位置ともほぼ一致する。

このうち指定地内の松並木敷きは前述の「札場跡」の西の一部と「三番宿跡」東の更地、及び「川会所跡」の建物前の松の植え込みが該当する。

川越関連の施設跡（川会所跡・札場・番宿・立合宿跡・取口屋(口取宿)跡・そば屋跡・荷縄屋跡・橋本屋跡・和泉（泉）屋跡・稻荷神社・日朝上人・八重桟不動尊）

川会所跡をはじめ、川越に直接関わる施設や川越を支えた施設があった場所である。地域住民の口伝などをもとに指定しているが、『東海道分間延絵図』に描かれた川越場の情景と酷似している。これらの土地には川越が行われていた当時の建物は残っておらず、ほとんどが明治期に入って建てられたものを修景復元している。川越施設として残る建物は安政3年(1856)に建てられた川会所のみである。現在、その川会所は元の位置の西方に移築されている。

島田大堤・善太夫嶋堤（せぎ跡） 江戸時代、大井川の洪水を防ぎ新田開発のために築かれた堤防である。明治以降、新たな外堤防が築かれたことにより、これらの堤は実用的な価値がなくなったため一部が削られている。

B Aと一体をなす地形等

旧酒屋跡 旧酒屋跡は、今回の地籍調査により、もとは田畠であった場所であり、明治17年以後に桜井邸(博物館分館)にあった酒屋が移転したことが判明した。旧地籍図では街道に沿って並木敷きが記されているが、現在は更地となっている。

仲間の井戸 仲間の井戸はその周辺に暮らす住民が掘った井戸で、現在は枯れてしまっているが、この地域では見かけなくなった珍しい共同井戸の跡として保存している。

秋葉堂 慶応2年(1866)に発生した火災がこの場所で止まったことから、ここに秋葉堂を建立し火伏せの神を祀るお堂とした。



写4-1 仲間の井戸
(平成26年撮影)

C 史跡の保存・活用に有効な要素

案内・標識 史跡案内のサインや番宿などの標識板、史跡周辺の文化財を示す標識などが指定地内に設置されている。これらの案内・サインはそれぞれの設置主体がそれぞれの目的に沿って設置されたもので、歴史的景観に配慮したものではあるが必ずしも統一的なものとはなっていない。今後は史跡の景観に合ったデザインや色調などを統一したものに整備してゆく必要がある。

D 生活基盤施設

上下水道・電柱・街路灯 平成7~8年度に行われた街道整備事業により上下水道の整備が行われ、街道の地下に埋設している。また電線・電話線についても修景整備の一環で、街道に面した住宅の背後に電柱を移設している。

E 絵図等で示されて現在も受け継がれているAと一体をなす地形・景観等

大井川 江戸時代は善太夫嶋堤(せぎ跡)から西は菜^なが生え川原石が広がる河川敷で、平常時はその先に河道が幾筋かに分れて大井川の水が流れ、そこを川越人足が旅人を渡していた。現在では史跡の西100mにある大井川堤防より西が大井川となっており、さらに堤防から西の約100mはマラソンコースやグランドが整備された大井川緑地が広がり、その先が幅850mの河床となっている。

暗渠（三太郎西（上）土橋・久兵衛前土橋・内川土橋） 向谷から引かれた用水路が街道を横切る場所に設けられた土橋の跡。現在は土橋のあった場所の道路地下に暗渠を埋設し、農業用水が流れている。

松並木敷き跡 Aで記した松並木敷き跡のうちの未指定地の部分。

高札場跡 川会所跡と橋本屋跡の間で『東海道分間延絵図』や公図の地割り状況などから、高札場であったことが推定される。『島田宿明細帳』には、高札場の大きさは横幅2間1尺(約3.9m)、高さ9尺5寸(約2.9m)であったことが記されている。

里道 街道に接する南北に伸びた幅1mほどの赤道で、一部は『東海道分間延絵図』にも描かれている。現在も後背地の住宅や田畠へ通じる道として利用されている。

F Aと一体をなす川越場の景観を構成する建造物や地割り等

塚本家住宅 指定地の東約60mの街道に面した住宅で、江戸時代には西国大名が茶屋本陣として利用した住宅。家の座敷に上段の間が残っている。

博物館分館 かつては川越場辺りの比較的大地主であった桜井家の屋敷跡で、ここで酒の製造・販売も行っていた。現在は明治24年(1891)に建てられた母屋を中心に、平成12年から島田市博物館の分館として利用している。

川会所 現在川会所の建物が移築されている場所は、島田大堤の東を流れる用水路を挟んで北側にあたり、かつては田畠であった。

建物と建物の間の空間地 現在は更地となっている場所で、江戸時代には田畠もしくは更地であった。

G 街道および川越場等の変遷を示す遺構や寺院・石造物等の関連文化財等

関川庵・常唱庵

東海道を通る旅人の交通安全・水難除けを祈願するとともに、客死した旅人を埋葬し弔った寺院。東海道や大井川に関わる物語にゆかりのある寺院である。

あさがお堂・目明觀音 人形淨瑠璃「朝顔日記」にゆかりのあるお堂と祠。

波除地蔵 大井川の水難除けを祈願した地蔵。洪水により決壊した堤防の修築箇所に祀られた。土地利用により元の場所から移設されている。

延命地蔵 延命長寿を祈願した地蔵。

文学碑 川留めにより島田宿に逗留した松尾芭蕉の句碑や児童文学作家巖谷小波(1870~1933)の句碑がある。

H 便益施設・その他の要素等

島田市博物館本館 宿場の本陣をイメージしたつくりの博物館で、常設展示では江戸時代の川越と島田宿をテーマに紹介している。

駐車場 島田市博物館と遺跡の見学者用の駐車場で、朝顔の松公園の利用者の駐車場としても利用されている。

川越茶屋 川越遺跡を訪れる観光客をターゲットにした飲食店。市有物件で、民間に貸出してそば屋の営業がなされているほか、「川越街道を愛する会」が運営する喫茶と雑貨を販売する店舗を併設している。

河原町公会堂・あづまや 地元河原町自治会の公会堂。「大井川輦台越保存会」をはじめ、地元のコミュニティーの集会場としての機能を持っている。また公会堂前のあづまやは、地域住民や見学者の休憩施設として利用されている。

朝顔の松公園 江戸時代には街道の南の善太夫嶋堤と川原であった場所で、現在は善太夫嶋堤も含めて公園となっている。園内にはあさがお堂や目明觀音、波除地蔵を祀る祠がある。

公衆トイレ 朝顔の松公園の利用者用トイレ。川越遺跡の見学者用トイレも兼ねている。

表4－1 史跡の構成要素の分類

分類		場所・工作物等	
史跡の構成要素	文化財的価値を構成する枢要の諸要素	A 地上に露出あるいは地下に埋蔵されている文化財等	街道、松並木敷き、川会所跡、札場、番宿、立合宿跡、取口屋(口取宿)跡、そば屋跡、荷縄屋跡、橋本屋跡、和泉(泉)屋跡、稻荷神社、日朝上人・八重桟不動尊、島田大堤、善太夫嶋堤(せぎ跡)
		B Aと一体をなす地形等	旧酒屋跡、仲間の井戸、秋葉堂
史跡指定地にある文化的価値を構成しない諸要素	文化財的価値を構成する諸要素	C 史跡の保存・活用に有効な要素	案内、標識
		D 生活基盤施設	上下水道、電柱、街路灯
史跡指定地に含まれないが、史跡の価値と密接に関係する諸要素	文化財的価値を構成する諸要素	E 絵図等で示されて現在も受け継がれているAと一体をなす地形・景観等	大井川、暗渠(三太郎西(上)土橋・久兵衛前土橋・内川土橋)、松並木敷き跡、高札場跡、里道
		F Aと一体をなす川越場の景観を構成する建造物や地割り等	塚本家住宅、博物館分館、川会所、建物と建物の間の空間地
		G 街道および川越場等の変遷を示す遺構や寺院・石造物等の関連文化財等	関川庵、常唱堂、あさがお堂、目明觀音、波除地蔵、延命地蔵、文学碑
史跡の周辺地域における諸要素	H 便益施設・その他の要素等	島田市博物館本館、駐車場、川越茶屋、河原町公会堂、あづまや、朝顔の松公園、公衆トイレ	

第3節 保存管理の方法

第1節の基本方針に基づき、史跡の構成要素の分類ごとに、史跡の保存管理方法について次のとおり示す。

1 史跡の構成要素ごとの保存管理方法

(1) 文化財的価値を構成する枢要の要素

A 地上に露出あるいは地下に埋蔵されている文化財等

街道 史跡の中心的な構成要素であり、現在の道筋・道幅を維持し、現在の道路の舗装形態を維持しつつ、より修景に合う形態を検討し、保存に努める。舗装の改修等に当たっては、街道の遺構を保護した上で施工する。街道沿いの水路は農業用水路として、現在の水路の形状を維持する。

松並木敷き 現状を維持しつつ、樹木については周囲の景観や史跡の維持・管理に十分配慮し、剪定を行うなどの管理に努める。

川会所跡・札場・番宿・立合宿跡・取口屋（口取宿）跡・そば屋跡・荷縄屋跡・橋本屋跡・和泉（泉）屋跡・稻荷神社・日朝上人・八重梓不動尊

(民有地) 土地所有者の理解と協力のもとに現状の維持に努める。現状変更が必要な場合には所有者と協議し、地下の遺構の保護に努めるとともに、地上部についても遺跡の風致や景観に配慮し、修景の維持に努める。

(公有地) 現状を維持し、地下の遺構及び地上部の維持に努める。なお、整備された復元家屋についても、保存、維持に努める。

島田大堤・善太夫嶋堤（せぎ跡） 現在の堤筋、堤幅等の形狀を維持し保存に努める。なお、島田大堤上の道路の舗装の改修等に当たっては、堤の遺構を保護した上で施工する。

B Aと一体をなす地形等

旧酒屋跡 平成5年の発掘調査と地籍図調査の結果から、川越しに行われていた時期には街道沿いに並木敷きが存在し、その南側は田畠もしくは沼地で、酒屋が建てられたのは明治17年以降であることが判明した。しかし「三番宿」と「六番宿」に挟まれた土地であり、川越し場の景観の一部を形成していたことなどから現状を維持しつつ、より修景に合う形態を検討し、保存に努める。

仲間の井戸・秋葉堂 川越しに直接関わる施設ではないが、地域の歴史的経過と結びついた施設であるため、地域住民と連携を図りながら現状を維持し、保存に努める。

(2) 史跡指定地にある文化的価値を構成しない諸要素

C 史跡の保存活用に有効な要素

案内・標識 遺跡内における史跡の案内標識は設置目的や時期、主体の違いなどから、統一的なサインとなっていない。今後、改修や新設に当たっては、地下の遺構を保護して施工を行うとともに、ユニバーサルデザインを取り入れたサイン計画を立てて整備する必要がある。

D 生活基盤施設

上下水道・電柱・街路灯等 生活基盤施設については平成7年に整備が行われ、民地背後に電柱を移設し、上下水道の管を街道の地下に埋設している。現状の

維持に努めると同時に、改修等に当っては地下遺構の保護に十分配慮する。なお、電柱の新設は認めない。

2 史跡指定地に含まれないが、史跡の価値と密接に関係する諸要素

E 絵図等で示されて現在も受け継がれているAと一体をなす地形・景観等

大井川 大井川堤防より西の河川敷は河川公園・マラソンコースとして整備されている。川越し場の景観を阻害するような構造物は造らず、現状を維持し、景観の保護に努める。

暗渠・里道 現状の維持に努める一方、改修等に当っては地下遺構の保護に十分配慮する。

高札場跡・松並木敷き 所有者の理解と協力の下で、地下遺構の保護、景観保全に努める。

F Aと一体をなす川越し場の景観を構成する建造物や地割り等

塚本家住宅 所有者の理解と協力の下で、建物の保護、景観保全に努める。

川会所 川会所は建築年代が判明している貴重な建造物であり、今後の史跡整備においては、かつて建物があった川会所跡への移築保存が望ましい。なお、現在地はかつて田畠であった土地で川越しに関する施設は存在しておらず、また現在では、地下に防火水槽が埋設されており、今後の保存管理においては史跡保護のための便益施設としての利用が求められる。

建物と建物の間の空間地 土地所有者の理解と協力を得ながら現状の維持に努めるとともに、史跡の景観保護のため史跡への追加指定を目指す。

博物館分館 博物館分館は河原町の大地主であった桜井家の屋敷で、その地割りは江戸時代から引き継がれており、市が平成12年に購入した。明治24年(1891)に建てられ和風建築物や現在の地割り・景観を守り現状を維持しつつ、より修景に合う形態を検討し、保存に努める。

G 街道及び川越し場等の変遷を示す遺構や寺院・石造物等の関連文化財

関川庵・常唱堂・あさがお堂・目明地蔵・波除地蔵・延命地蔵 周辺には街道や川越し場、あるいは大井川の治水と関わりのある遺構や関連施設が残っている。これらは史跡の性格を物語るとともに、史跡の価値を高める関連文化財と言える。今後はさらなる調査を行い、文化財としての価値を明確にし、所有者をはじめ地域住民や関係者の協力のもとに、現状を維持し保存に努める。

文学碑 指定地周辺に建てられた文学碑については、史跡の価値に関わるものであり、現状の維持・保存に努める。

3 史跡の周辺地域における諸要素

H 便益施設・その他の要素等